

# 花巻市定住促進住宅取得等補助金

## 【制度拡充】

・パートナーシップ関係の相手方の子を対象に含める改正を行いました

※ただし、市内で新たに農業に従事する方で、花巻市農業研修支援事業補助金交付要綱（花巻市告示第208号）に規定する研修を修了した方については、市内に移り住んでから2年以内を研修終了後1年以内に読み変えます。

**ステップ1** 次のいずれかの対象に当てはまる方

### 県外から転入される 子育て世帯※1の方



市内に新築または、  
住居を購入した場合



上限200万円  
+ α (子ども2人目以  
降の場合)

### 県外から転入される 花巻市空き家バンクを利用する方



購入の場合  
賃借の場合



上限200万円  
+ α (子ども2人目以降の場合)  
上限100万円  
+ α (子ども2人目以降の場合)

### 花巻市外から転入される 市内で新たに農業に従事する方※2



市内に新築または、  
住居を購入した場合



上限200万円  
+ α (子ども2人目  
以降の場合)

子ども2人目以降の18歳未満の子について、補助上限額を1人につき10万円引き上げます。

※1 18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもと妊娠中の胎児を含む）と同居している方が対象です。

※2 農業を行う予定がある方が対象です。

※3 18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写しの提出が必要です。

※4 花巻市移住支援金の交付を受けている場合は、交付決定金額分を補助金額より除きます。（花巻市移住支援金の詳細については、市役所商工労政課0198-41-3536へお問い合わせください。）

【お問い合わせ先】 花巻市役所定住推進課

TEL：0198-41-3516 Mail：[teiju@city.hanamaki.iwate.jp](mailto:teiju@city.hanamaki.iwate.jp)

**ステップ2** 次のすべての要件に当てはまる方



市内に移り住んでから2年以内に住宅取得又は  
空き家バンクを利用して空き家取得もしくは賃借契約し  
住民登録した方

or

市内に住宅取得又は空き家バンクを利用して空き家取得  
もしくは賃借契約をした日から2年以内に住民登録した方



定住しようとする方(5年以上)

### 空き家リフォームに係る支援

中古住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、その他の設備更新にかかる工事費用を補助します。

ただし、倉庫、車庫その他これに類するものにかかる工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構工事にかかる費用は対象外となります。

#### ■補助率■

① 市内事業者等が改修

→ 左記の限度額内で全額を補助

② 市外事業者等が改修

→ 左記の限度額内で2分の1を補助



### 新生活スタートアップに係る支援

新生活のスタートアップに必要な家具・家電の購入費等を補助します。

#### ■補助対象経費■

- ① 住宅の取得手続きの経費・賃借手続きの経費、資金の借り入れ手数料
- ② 転校等により必要となる学校等の指定用品
- ③ 引っ越しにかかる経費
- ④ 火災保険料、地震保険料（1年分）
- ⑤ 家具・家電（税込単価が1万円以上で、施設の付帯物ではないもの。ただし、エアコンについては認めるものとする。）
- ⑥ 固定資産税相当額（1年分）

#### ■補助率■

左記の限度額内で2分の1を補助



空き家リフォームに係る支援・新生活スタートアップに係る支援併せて左記限度額の範囲内での交付となります。